

4-4 多目的ダム事業での前例のない事業計画変更への対応

1. 立場と仕事

地方建設局（整備局）に入省し22年目、整備局の河川計画課において直轄ダム事業に関する事業計画及びその実施計画を担当する課長補佐の任にあった。

2. 遭遇した事態

事業中だった河川総合開発事業について、事業の途上において、A 県知事から地方整備局長あて「事業計画の変更等について(要望)」を受けた。内容は特別水利使用者のA 県（水道及び工業用水道）の最大取水量を減量する事業計画の変更の申し出であった。事業完了前に水需要が伸び悩み利水者の中から事業からの撤退を希望する者が現れたものの、新たな利水者は現れることがなく、事業自体を縮小せざるを得ない事態となった。

当時、特ダム法などの諸制度が事業の縮小・廃止を想定していない中での出来事であった。その着地点を見出す調整作業を担当することとなった。

建設中に事業規模を縮小し、撤退者を含めた負担金の調整を行うケースは全国的にも例がなく、ルールも前例もない中で事業計画の変更を行わなければならなかった。河川法の流況調整河川は事業を縮小又は廃止せざるを得ない場合を想定しておらず、そのような場合の費用負担についての規定を置いていなかった。そのような中で、公共分に対する関係地方自治体との費用負担調整、A 県をはじめとする特別水利使用者の費用負担調整、既に出来上がっている箇所が過大となってしまう部分の費用負担等について、多くの調整課題が立ちはだかることとなった。

3. 対応内容とその結果

まず、原因者であり負担調整の最大の交渉相手であるA 県の窓口となる信頼できそうなカウンターパートを指名した。双方とも手探りの中、それぞれの組織の考え方や、落としどころについて、腹を割って情報交換を行った。それを踏まえこちら側から積極的に変更案を提示し調整した。根気よく互いに意見をかわすことで、落としどころを見出すことができた。このとき、理屈が通らねば相手に通らないという原則と、相手の立場も理解しつつ当方のメッセージをしっかりと伝えるコミュニケーション力の重要性を知った。

これを踏まえ、担当事務所及び整備局の課長、部長、局長までの速やかな情報共有と落としどころの確認、整備局内対応方針の本省説明等を随時速やかに行った。その結果、建設中に事業規模を縮小し、事業撤退者をはじめとした利水者等の費用負担の調整を行うという、ルールも前例もない中での事業計画の変更手続きを1年ちょっとという短期間で行うことができた。なお、その後、平成16年2月に特ダム法の政令改正がなされ撤退ルールが定められることとなったが、当該事案はこの制度改正の契機となるものとなった。